

平成19年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本別町における平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1 健全化判断比率

平成19年度本別町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、**いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。**

指 標	本別町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.0 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	20.0 %	40.0 %
実質公債費比率	19.3 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	85.3 %	350.0 %	—

※実質赤字比率又は連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額又は連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、市町村は30.0%とされていますが、3年間の経過的な基準が設けられています

2 資金不足比率

各公営企業会計における資金不足比率については、平成19年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、**該当ありません。**

特 別 会 計	本別町	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20.0 %
国民健康保険病院事業会計	— %	
簡易水道特別会計	— %	
公共下水道特別会計	— %	

※資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」で表示しています。

○ 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、9月定例町議会に報告いたしました。

財政健全化法の概要について

財政健全化法とは

これまでの自治体再建法制では、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模の20%（都道府県は5%）を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくらか累積赤字があっても財政再建団体とはなりませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計もあわせた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

- 財政再生団体（レッドカード）の前に、早期健全化団体（イエローカード）の段階が設けられました。
- 地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
- 単年度の現金収支に加えて、過去からの累積に基づく基準ができました。（将来負担比率）
- 公営企業の経営に関して、経営の健全化を促す基準ができました。（資金不足比率）



実質赤字比率とは

一般会計等（本町の場合、一般会計と用地取得特別会計）の実質収支額（※1）の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※2）に対する赤字額の割合。

※1 実質収支額：歳入決算額と歳出決算額の差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。

※2 標準財政規模：通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源がどの程度あるかを表す指標。

連結実質赤字比率とは

一般会計等、特別会計（※3）の実質収支額、公営企業会計（※4）の資金不足額・剰余額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

※3 特別会計：国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計
介護サービス事業特別会計

※4 公営企業会計：水道事業会計、国民健康保険病院事業会計
簡易水道特別会計、公共下水道特別会計

実質公債費比率とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額の標準財政規模に対する割合。

将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

資金不足比率とは

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

健全化比率の一般家庭でのイメージ

私たちの日常生活に例えますと、日々の生活における収入と支出の状況や、現在の借入金と貯金のバランスを比率化したイメージとなります。

例えば、Aさん夫婦（一般会計）、同居する息子さん夫婦（企業会計）、同居する娘さん（特別会計）家族を本別町に例えた場合

◆実質赤字比率

Aさん夫婦世帯の1年間の収入と支出の結果で、赤字だったのか、黒字だったのかを判定します。

◆連結実質赤字比率

Aさん夫婦と息子さん夫婦、娘さんの家族全員の1年間の収入と支出の結果から、赤字だったのか、黒字だったのかを判定します。

◆実質公債費比率

家族全員の1年間の支出のうち、住宅取得や自動車購入などの借入金があった場合に、その返済額がどの位の割合であったのか判定します。

◆将来負担比率

家族全員の今後の住宅取得や自動車購入などの借入金の返済見込額と貯金の状況をもとに、家族の将来の負担がどの位の割合なのかを判定します。

早期健全化団体になると

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務づけられ、②計画の実施状況を毎年度議会に公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは知事から必要な勧告が行われます。

（平成20年度決算から適用）

財政再生団体になると

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ、計画の実施状況の報告、公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求められます（※5）。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。

（平成20年度決算から適用）

※5 同意がなければ、災害復旧事業費等を除き地方債の起債が制限されます。

経営健全化基準について

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。（平成20年度決算から適用）